

徳島県告示第二百四十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和四年四月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

氏名	山崎 裕行	診療科目	形成外科	診断する障害の種類	音声、言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由	名 称	徳島大学病院	所 在 地	徳島市蔵本町二丁目五〇一	指定年月日	令和四年四月一日
	森岡 秀記		内科		じん臓機能障害 呼吸器機能障害 肝臓機能障害		三好市国民健康保険大 歩危診療所		三好市山城町上名一五八四番地三		同